

(第十一部)
第一百八十六回 參議院環境委員會會議錄第四回

(第十一部)

一五四

きました。

ところが、実は三月の二十五日の毎日新聞の一面に、「被ばく線量公表せず」、しかも三面には、「帰還ありき」露呈、「不信感強める住民ら」、「推計強引に条件変更」というセンセーショナルな記事が載りました。私のところにはすぐ支援チームの担当官が駆け付けてくれて、この毎日新聞の記事は誤報だと、こんなことはないという報告を受けましたが、これが一回広がる、このことは大変大きなまた住民の皆さんに不安を与えることにつながります。

これに対して、環境省としてどのような対応をされたのかお聞かせいただければ。また毎日新聞に対してはどのような対応をされているのか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) この件は、支援チームでございますので、柳澤委員御承知のとおり、経済産業省が担当するということでございまして、その内容については他の委員会でも御質問いただきまして、私も報告を受けておりますが、どのようにことを経産省が取ったかということについて、若干管轄外ではございますが、御報告をさせていただきたいと思います。

三月二十六日付けで経済産業省大臣官房官房長の名におきまして、毎日新聞社編集局長小川一殿に對しまして、一面についての報道に厳重に抗議するとともに、貴社として速やかに事実関係を確認され、しかるべき対応をされることを要望するというものを發付させていただいているということを承知しております。

○柳澤光美君 大臣の答弁の中では非私はお願いしたいのは、この取組は、私が現地本部長になつたときにも現場で常にお願いしてきたのは、省庁の縦割りだけは外してくれと、全ての説明にできるだけ経産省の支援チーム、それから環境省の環境再生事務所、あるいは復興庁、みんなが連携をしてきちんと対応を進めていかないと駄目だといふお話を強くさせていただきました。ですから、特に個人線量計の問題はこの委員会

でも議論をして、環境省としても、私はリスクコ

ミュニケーションの大きな柱になつてくるというふうに思つておりますから、これからは環境省としても前面に出てこの辺の対応は、特に今どのくらいの線量計が配付されるか、そして、今回予算を組みましたから、どのような線量計がどのようになりますが、保健師さん等々を配置して個々にこの線量の持つ意味について御説明をされているとお聞きがございましたけれども、大変安心してお聞きくださいましたけれども、大変安心を取り除いていくというソフトの取組が最も大切だというふうに思つております。

是非、この辺の取組は、これからも環境省の取組として私は大事にしていただきたいというふうに思つておりますが、大臣の御決意をいただきたいと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいまの柳澤委員の御指摘は、まさに私も同感でございます。そしてまた、帰還される多くの方々が放射線についての不安を感じられているということも、私も地元現地を歩かせていただきまして承知をしているところでございます。

先般、IAEAの方からいろいろなアドバイス等々をいただきましたけれども、年間一から二十ミリシーベルトという範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容し得るものであり、国際基準の勧告等に整合したものであることについて、コミュニケーションの取組を強化することが推奨されるというような御指摘も頂戴しているところでございます。このようないかん御報告をしっかりと受けまして、また委員の御指摘のとおり、きめ細かな個人線量の把握や、そして、一番大切なのはリスクコミュニケーションが重要であると私どもも認識して、その線に沿いましてしっかりと対処させていただきたいと思つています。

そのためには、帰還される方の希望者全員に個人線量計を配付し、単に数値を測るだけではなく、その数値の意味を住民の方々に丁寧に説明する場を設けるということが必要でございます。このよ

うな現場で、個々の村の名前は省略をさせていた

だきますが、保健師さん等々を配置して個々にこの線量の持つ意味について御説明をされているとお聞きがございましたけれども、大変安心してお聞きくださいましたけれども、大変安心してお聞きくださいます。

さらに、リスクコミュニケーションをしっかりと行うためには、今、ある村の例を出させていただきますけれども、保健師さんあるいは学校教育等々の先生方にも、これはこういう意味ですよといつたような研修を行うことによりまして住民の方に正確な情報を届ける、あるいは相談員という方をしっかりと町村でつくつていただいて、その方の研修を行う整備というものも進めさせていただいているところでございます。

委員の御指摘のとおり、不安を解消し安心して暮らしていくけるという環境をつくるということが一番この福島の問題で肝要なのではないかというふうに強く感じているということございます。○柳澤光美君 ありがとうございます。あと是非行動で示していただければといふうに思つております。

質問したいことはたくさんあるんですが、もう時間が余りありませんから、私、今一番懸念をしているのは、除染によって生じた廃棄物の保管を含め、これが膨らんでいく。この問題解決は、何としても中間貯蔵ができるだけ早く設置しなければならない。約束は来年一月には搬入を始める。しかし、なかなかそれが思うようにいっていないというのが私から見ると実感であります。

一点お伺いしたいのですが、福島県の方から要請が出て、三月二十七日に石原環境大臣と根本復興大臣が福島県に行つて佐藤知事に説明をされたと、しかしながら合意には至らない部分があつたというような報道がありました。どのような内容を話され、何が不ツクになつてているのか、許せる範囲で御報告いただければと思います。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま柳澤委員が御

指摘されましたとおり、この中間貯蔵施設が建設されないことには除染で出た廃棄物等々を搬入することができない、ボトルネックになつているとお聞きがございました。

三月二十七日に、福島県から実は、二月の十四日だったと思うんですが、三町で考えておりました中間貯蔵施設の建設を二町に集約してもらいたいと、そういう御要望をいただきました。しかし、専門家が精査をした結果、それはバッファードの条件として、その面積、これが拡大することはならない、こういう御要望をいただきまして、それが可能であるのか可能でないのかということを専門家が精査をした結果、それはバッファードのところに取つている許容量の中で吸収することが十分できるんじゃないかと、そういうことになりまして御回答をさせていただきました。

そのとき併せて、環境省としては、生活支援策、このういうものについてどういふことを考へていてののかということについてお話を実はさせていただきました。当時の、そのときの文言を正確に申し述べさせていただきますと、多岐にわたる地元の事業ニーズに柔軟に応えられるよう必要な財政措置を講ずると、この方針を初めて明確に出させていただいたところでございます。

この方針を土台にしながら、これは復興の方は復興庁が中心になつて復興支援策、復興策というものを今、これまで取り組んできただいておりますので、関係省庁と連携して、できるだけ早期に地元の自治体あるいは住民の皆様へ説明を実施して、そこでもまた意見をいただいて、そのニーズを踏まえながら、具体的な生活支援策の内容というものをお示しできるよう、今、井上副大臣を中心へ努力をさせていただいているのが現状と経過でございます。

○柳澤光美君 大変御苦労されているというのはよく分かります。特に、まだ県の了承、あるいはこの後、双葉町、大熊町への説明、さらには住民の皆様への説明、さらには地権者との交渉。私は、正直言いまして、本当に大丈夫なんだろかと。

約束は来年一月には中間貯蔵を、まあ建物全部は設置しないとしても、きちんと場所を確保して順次搬入を始めるというのが約束ですし、今年一年また保管場所、現場保管、仮置場が膨らんでいくという、一方で大きな問題も抱えます。私は本当に、是非省庁の枠を超えて全員で、特に政務三役の皆さんも前に立つて説明に入つて進めていただかないと、大変私は結果は厳しい状況になつて、結果として福島の皆さん、避難している皆さんにまたうそをついたということにならないように、これは与野党を超えて、私も現地本部長を経験した人間として、民主党の中にも福島復興再生会議をつくらせていただいて、副会長も務めさせてもらつてますので、また協力できるところは協力をさせていただきたいというふうに思つております。

実は、今日はこの前お願いした、福島で十名以上、去年、自殺者が増えることがあつて、私は長く自殺対策に取り組んできまして、今日、岡田副大臣にお越しいただいて、是非こ

りますので、法案審議はきちんとやつた上で、是非ここで委員長にお願いしたいんですが、この福島の復興の問題というのは、本当に環境省にとって、この委員会にとつても最大のテーマだと思っておりますので、法案審議はきちんとやつた上で、是非参議院のこの環境委員会として現地視察に入つて、除染の状況、保管状況、あるいは中間貯蔵の予定地等も見させていただきて、それに基づいた集中審議の機会を是非御配慮をいただければとうふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(佐藤信秋君) 理事会で協議させていただきます。

○柳澤光美君 ありがとうございます。

では、岡田副大臣、今日はありがとうございます。この前も最後までいていただきて、しかも時間が足りなくなつてしましました。ただ、私が大変感謝申し上げているのは、私の問題提起を受けて、すぐ森担当大臣の方にお話が伝わり、福島の自殺対策について、三月二十五日の閣議後に森

大臣が記者会見をされて、この福島の自殺の問題には大至急対応をしたいというお話をされ、二十七日に内閣府の職員二人を福島県に派遣し、福島県の自殺予防対策や被災者の相談内容について県の担当者からヒアリングを行うという報道がなされました。

その内容と、今後具体的にどんな取組をされようとしているのか、岡田副大臣から御報告いただければというふうに思います。

○副大臣(岡田広君) 東日本大震災に関連する自殺についての御質問であります。柳澤委員から先月の委員会でも御指摘をいただきましたように、平成二十四年、二十五年と連続で自殺者数が増加しております。そして、今年も二月時点で前年よりも増加をしており、他県と比べて大変深刻な状況にあると憂慮しているところであります。

そこで、先月の環境委員会での柳澤委員の御指

摘要等も踏まえまして、早速、森大臣、二十五日に、

委員会御発言あつたように、森大臣も記者会見を

しまして、二十七日に福島県内閣府の職員を派遣し、福島県保健福祉部の担当者から県内の自殺対策等の状況等についてヒアリングを行い、さら

に、相馬広域ごろのケアセンターなどを訪

問して、現場の担当者から相談支援の状況等につ

いてヒアリングを実施をしたところであります。

今後、このヒアリングの経過も踏まえまして、

復興庁及び被災三県の震災に関連する自殺の状況を伝えつつ、地域自殺対策緊急強化基金を通じて被災地の取組を支援しているところであります

が、このヒアリング結果を踏まえまして、委員に

もいろいろと御意見、御指導をいただきながら、

県など関係者との連携を深め、基金事業を有効に活用していくなど必要な対応を更に検討して

いきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○柳澤光美君 ありがとうございます。

では、岡田副大臣、今日はありがとうございます。この前も最後までいていただきて、しかも

時間が足りなくなつてしましました。ただ、私が

大変感謝申し上げているのは、私の問題提起を受けて、すぐ森担当大臣の方にお話が伝わり、福島の自殺対策について、三月二十五日の閣議後に森

の自殺対策について、三月二十五日の閣議後に森

の自殺対策について、三月二十五日の閣議

そちらを直していかないと、とてもじゃないけど国交省と環境省にまたがるこの問題を解決することはできないということに気が付いたので、昨年年から、この浄化槽そのものをまずきちっとしていこうということに取り組んできたわけであります。

そこでまず、浄化槽の維持管理に必要な三つの業種、保守点検・清掃・法定検査の一つである保守点検について伺います。

それでは、質問に移ります。

において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とするということになっています。

ここに、それぞれの表の中に赤いラインを引いております。処理対象人員が二十人以下の浄化槽、

これがそもそも一番多く使われている、一般的の家庭で使われている、一般的の四人家族とか五人家族

で使われている五人槽とか七人槽という浄化槽であります。この横に期間として四月と書いてあります。

ます、これは四ヶ月に一回すればいいということ
であります。年間三回やればいいことであ
りミー。

ります
そこでお尋ねします。通常の使用状態とはどの
ような状態で二三十つか、三二通りの使用状態がな

よるが、状態を示すのが、また通常の使用状態でない場合とはどのような状態を示すのか、正確に具体的な答えて下さい。

○政府参考人(梶原成元君) 今のお尋ねの通常の使用状態、これにつきましては、法律上に出てくる、十条に出てくる言葉でござりますけれども、通常の使用状態とは、浄化槽が常時使用されている状態というものを指しておりますし、これが逆

に通常の使用状態でない”ことになりますと、例えば別荘に設置をされているような場合でありますとか、あるいは遠隔地に転勤等により長期にわたりまして使用されていないといったよう

○小見山幸治君 今の梶原部長の答弁により、通常の使用状態でない場合は、次の表に掲げる期間ごとに一回以下でよいことが明確になったござります。

と思ひます。それなら、ここで言う通常の使用状態においては、次の表に掲げる期間ごとに一回と

する所へきではないかと私はそう考えるわけ
であります。

通常の使用状態でない場合は一回以下ということが明確になつて いるわけでありますから、通常の使用状態は一回までで、二、三、七、一〇、二二回まで

の使用状態は一回でよいとそうすべきだと私は考えて、そこで昨年もこの環境委員会で同じ質問をしてしまった。ついで、その二つ(尾真那部)

をしていきます。そしたら、そのときの橋原詔長の答弁は、保守点検回数の規定については、複雑な規定を設けるべきではなく、標準的回数で規定

な規定を設けるのではなく、標準的な回数を規定するとともに、様々な場合を網羅的に規定する。

とは極めて困難であるといふことから、様々な規合を網羅的に規定することは極めて困難であると

いふことから、「」といふ言葉を用いて方へ一言お詫びを述べ、そのうえ、この趣旨であると答弁しておきます。

この機関部長の名前は、別行表題では済木和の使用状態は通常と限定しているにもかかわらず、様々な状態、状況を網羅して定めるのは困難との

もつともらしい理由を付けて答えていますけれども、よく考えると、この答えは明らかに論理破綻

して い ま す よ ね。 明 ら か に こ れ は 業 界 を 捍 護 す る た め の 答 辩 で は な い か と、 私 は そ う 考 え る わ け で

なぜかと、通常の使用状態においては、あります。

次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。この以上という言葉が入っていることによつて、どうい

うことが行われているか。本来、一般的の家庭において、先ほどの資料の一を見てもらうと分かりま

すけれども、年間二回、四か月に一回ですから年

六年四月十四日

第十一部 環境委員会會議録第四号

平成二十六年四月十日

參議院

○政府参考人(梶原成元君) はい、済みません。不信感や負担感を与えているのではないかとう意見もありまして、それについても併せて審議の中では議論をされておりまして、一回以上行う場合については、その理由等はしっかりと説明すべきであるという整理をしていただいておりまして、それに基づいて整理をするようにも指導してあるところでございます。

今、具体的に来客の多い住居に設置している場合等、これは一概にどれぐらいのものというのになかなか言えないと思っておりますけれども、法令の範囲内で各自治体において判断をされていると思います。

なお、先ほどは保守点検の中で四回に一回という話でござりますが、先生の今日御提示いただいた資料の三ページ目にもござりますけれども、一番下にあります稼動装置又はポンプ施設の作動状況の点検及び消毒の補給については、第三項の規定にかかるらず、必要に応じて行うものとするとされております。

○小見山幸治君 いや、もう一度お聞きますよ。要するに、流入水が著しく多い場合、人が集まつておっしゃっているんですね。そういうことが一ヶ月のうちに頻繁にあるということですか。だから、一回以上ずっとやらなければいけないと、そこまであるという整理をしていただいておりまして、たとがたまたたくさんのお客さんが来たから、それで流入水が多くなつたと、そういうことをいうことに規定されているわけですか。

○政府参考人(梶原成元君) 頻繁にあるかどうかという、これ一つの例なんですが、確かに、来客の多い住居に設置されている場合等、浄化槽への流入水が著しく多い場合が考えられる」という形で質問主意書には答弁をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、本件につきましては、今規則で定められているのは、例えば五人槽でござりますと四か月に一回以上でございまして、毎月をやれというふうな形で指導しているわけではございません。

○小見山幸治君 いや、もう一度お聞きますよ。要するに、私の質問主意書に対しての答弁があつたんですよ。「例えば、来客の多い住居に設置されている場合等」。それについて明確に分からぬと。でも、こういうことがあら、通常の使用状態ではないでしよう。

○政府参考人(梶原成元君) ただ、浄化槽につきましては、例えば住居の新築でありますとか改築の場合にそれを導入されるわけでござりますけれども、一旦導入されると、その規模等について変更等がなかなか難しいといったこともあります。

それで、住居等につきましてのお客様が多いといつたようなことは一つの例示でござりますけれども、繰り返しで大変恐縮でございますが、例えば流入する汚水の量が多くなる、あるいは増減があるとかいったようなことは、どういったふうに考えてござります。

○小見山幸治君 だから、例えば一般家庭に、今のこと機的に理解すると、たまたま法事があつ

○小見山幸治君 いや、もう一回聞きますよ。要するに、流入水が著しく多い場合、人が集まつておっしゃっているんですね。そういうことをいうことに規定されています。

今あつた、たまたま寄り合がつた。それは一年のうちに何回かしかないでしよう。さらに、それが常態化しているということは、それはそもそも、何度も言います、通常な使用状態ではないでしよう。いかがですか。

○政府参考人(梶原成元君) 例えば家族構成の変更とかそういうふうなことで、引っ越し等あるいは転勤等で移動することもあると思います。繰り返して申し上げますけれども、大変恐縮でございますが、来客の多い住居に設置されている場合等、浄化槽への流入水が著しく多くなる場合、住宅以外にも、例えば小規模店舗でありますとか、そういうふうな場合でありますとか、そういうことが常態的にあるということ自身は、既にそれは通常の使用状態ではないであります。要するに、七人槽を入れていることが間違つていいのですよ。それが常態化しているとすれば、そこはそもそも七人槽を入れていることが間違つていいのですよ。ですよね。そういうことからすれば、これはそもそも異常な状態を指しているというわけだから、通常の使用状態ではないでしよう。

○小見山幸治君 じゃ、今、梶原部長が言つたことを百歩譲つて了解するとしましょ。いいですか。その家は流入水が多い、でも、それは通常な使用状態だと、それを受け入れたとします。受け入れていませんけれども、仮に受け入れたとします。

でも、その地域全体がその人のおかげで毎月毎月点検が行われるわけですよ。じゃ、その地域において、例えば十万基ある中で今のような状態は何かありますか。どれぐらいあると思いますか。

○政府参考人(梶原成元君) 今のようだ、要するに流入量の変動が著しいとか多いといったような件数、何件あるかということは、恐縮でございませんけれども、把握はしてございません。

いずれにいたしましても、こういった四か月に一回以上という以上を適用される場合につきましては、その必要性について、実際点検をされる場

合についてはちゃんと説明をしていただけるようにお願いをしておるところでございます。

○小見山幸治君 いや、だから、さつきから何回も言つてますね。たとえ、今おっしゃつたように、そのエリアにおいて何割の人がそういう流入水が多いか分からないとおっしゃいます。分かれています。一般的家庭の四人家族、五人家族のところで、そういうところに常に二十人も三十二人もそこに、トイレに行く、風呂に入る、そういうことないでしよう。あつても一割にも満たないでしよう。そう思いませんか。であるならば、そのたつた一割にも満たない人のためにそのエリアは十二回点検を強いるんですよ。それはおかしいと思いませんか。

○政府参考人(梶原成元君) 繰り返しで大変恐縮なんですが、四か月以上に一回以上といふことにおいてこういったような流入水量の変動というものはあるのではないかと考えてございまます。

○小見山幸治君 じゃ、今、梶原部長が言つたことを百歩譲つて了解するとしましょ。いいですか。その家は流入水が多い、でも、それは通常な使用状態だと、それを受け入れたとします。受け入れていませんけれども、仮に受け入れたとします。

実際に、じゃ、その以上ということを適用される場合には、今の委員がおっしゃられるように、不安感とかあるいは不信感あるいは負担感というものをユーチャーの方々に持つていただきで対応していただきたいと、地域の実情に応じて対応していただきたいということにしております。

実際に、じゃ、その以上ということを適用される場合には、今の委員がおっしゃられるように、不安感とかあるいは不信感あるいは負担感というものをユーチャーの方々に持つていただきで対応していただきたいと、地域の実情に応じて対応していただきたいということにしております。

それで、住居等につきましてのお客様が多いといつたようなことは一つの例示でござりますけれども、繰り返しで大変恐縮でございますが、例えば流入する汚水の量が多くなる、あるいは増減があるといつたようなところにあつては、そういうふうにいつたような状況が継続して変わるとた通常の使用であつても状況が継続して変わると、その必要性について、実際点検をされる場

した方がいいんじゃないですか。たまたま、要するに家族が増えました、まあ極端なことを言えば五人の子供が一遍に生まれた、流入水が多い、そうしたらそこは通常の使用状態ではないですから毎月点検に行きますよ。これは通常の使用状態ではないからとすればいいわけであつて、通常の使用状態は一回とする、通常の使用状態でない場合はその限りでないというふうに変えるだけのことじゃないですか。

○政府参考人(梶原成元君) 今の、通常の使用状態でない、あるいは通常の使用状態であるという整理は、冒頭御質問にございましたけれども、例えば別荘地であつてたまにしか使わない、あるいは転勤等によつてしばらくの間使わないというような間欠的な利用のことを言つております。通常の使用の状態の中で大きくその状況が変わらるような状況については、先ほどの点検ということ以上ということでありますけれども、ただ、今は実態に合わせてしつかり指導しろということありますので、実態あるいは課題といふものを見ながら信頼性の向上に努めてまいりたいと、こういふうに考えております。

○小見山幸治君 それから、もう一つ先ほど梶原部長の答弁がありました。著しく流入量が多い地域においてはその地域で具体的に説明をして理解を求める、どうおつしやいましたよね。

でも、その地域へ行くと、その地域で住みますよね、もう最初から年十二回、毎月一回来るといふことが当たり前になつてゐるわけですよ。それが、毎月一回来ることが余分に来ているんじやないかなんて思いもしない。

例えば、隣の町から引っ越します。隣町は年三回しかやつていなかつた。引っ越してきました。そしたら十二回、毎月来る。九千円で済んでいたのが二万四千円も払わなければいけない。何で、うち今まで隣町では三回でよくて九千円だつたのに、十二回も来なくていいよ、三回で。

さらに、例えば私が引っ越したとします、十二回の町に。そういうふうに規則で書いてあるだろ

うと。一回以上で、うちは通常の使用状態しか使っていないんだと、だから四か月に一回、年三回来てもらえばいいよと言つりますよね。そうしたうちは来ませんと、そう言ふんです。そうするとその家はどうなると思いますか。保守点検してもらえないんですよ。それでどうなると思うですか。浄化槽は壊れていくんですよ。どうなると思いますか。周りから苦情がいっぱい。臭う。そういうことを言つているんですよ。

だから、地域の事情に合わせてではなくて、通常の使用状態は一回とする、そう決めなければいけませんよ。で、通常の使用状態でない場合は、何度も言いますけれども、その限りではないと、そういうふうに変えるだけでしょう。何でそれができないんですか。

○委員長(佐藤信秋君) 梶原部長、簡潔に。

○政府参考人(梶原成元君) はい。

四か月以上という点のほかに、点検につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、稼働装置やポンプ場の作業状況の点検あるいは消毒剤の補給等の状況もございます。そういう場合もありまして、例えは四回以上の点検というものを指導している自治体もあるというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、その今の点については、地域の事情に応じて、自治体あるいは市町村、それと関係の方々と相談されてやつておられるものと思っております。

○小見山幸治君 今、梶原部長がおつしやつた、多分資料二の一一番最後の四番のことをおつしやつておられるのだと思いますけれども、いいですか、おられたときには、三十年も前の話ですよ、これができたときには、三十年も前の話ですよ、この機能もまだ十分ではなかつた。だから、ときにこれができたときには、三十年も前の話ですよ、この機能もまだ十分ではなかつた。だから、ときにはこのようないわゆるポンプ設備の作動状況の点検や消毒剤の補給というものが必要だつたかもしれない。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回もないでしよう。大臣、どう思いますか。

○國務大臣(石原伸晃君) 処理槽法の第十条並びに省令の六条の通常の使用状況とすることを通常じやないところにしろというのが委員の考え方で、その基本にあるのは無駄を省いて効率のいい净化槽行政を行えという点においては部長の答弁と食い違ひはないと思いますが、今、どういう形で、部長にどういう省令の改正をするかというふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことをきちっと決めていかなければいけない。今後の汚水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指摘のとおりのこの検討会でございますけれども、環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

話が今これぐらいになつてゐるんです。それと同じで、この業界も、メーカーも最新鋭のものがで

きてゐるんですよ。だから、こういうことはほとんど九九%必要ありません、毎月点検しなけ

ればいけないなんてことは、現場のことを知つて

三十年前にこの法律ができるから、もうそ

ろそろ、極端なことを言えれば、三十年間も、四百五十億もうけたんだから、そろそろ法改正、規

則の改正をすべきでしよう。そのことを私は申し上げてゐるんだよ。だから、何もやつちやいけないなんて言つてない。特別な状態、通常の使用状態よりもたくさん流入量が多いところはやればいいですよ。でも、そうじやないところまで同じように毎月お金を払わなきゃいけない。どう考えたつてこの規則は住民の方に立つた規則になつてないでしよう。大臣、どう思いますか。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうという気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういうふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございますけれども、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせいただきましたところでございます。

その六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうという気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういうふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する検討会、これを開こうと

平成二十二年に開催されました。

そこで、浮島政務官にお聞きしますけれども、

この検討会、今どういう状況になつてますか。

○大臣政務官(浮島智子君) 今、小見山委員御指

摘のとおりのこの検討会でございまして、

環境省と国交省、農水省の三省の政務官をメン

バーとして開催された会議でございまして、平成二十二年四月から二十四年九月にかけて七回開催された六回目のときに中間的な取りまとめをさせ

ていただきまして、それが契機となりまして、こ

の三省で初のマニュアルが、持続的な汚水処理シ

ステムの構築に向けました都道府県構想マニュア

ルというのを作成させていただき、公表を一月に

させていただいたところでございます。今、事務

方でいろいろ検討を行つておりますので、その経

過を見ながら、必要であればまた開かせていただ

きたいと思っているところでございます。

○小見山幸治君 実はこれは、平成二十四年の九月十二日から開かれています。二十二年から二十四年までの二年ちょっとで七回開かれていますけれども、そこから、政権が替わつてから一回も開かれておりません。具体的にそこまで話を詰めています。本当に環境省はこのことを真剣にやろうとい

う気があるのか。どう考へても、もう時間がありませんが、私、最後もう一回言いますけれども、この規則のところ、いいですか、保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回とすると直しても問題はないと思

いません。何度も言います。通常の使用状態でない場合、一つは余り使われてない場合、そういう

ふうに思つております。

○小見山幸治君 平成十七年に処理槽法の改正が起きてからもう十年近くたつてゐるわけですよ。今大臣がおつしやつたように、三省でこのことを

きちっと決めていかなければいけない。今後の汚

水処理のあり方に関する

こしてもらいたい。そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。またこの質問続きますから、よろしくお願ひします。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

まずは、気候変動に関してお伺いしたいと思います。

三月二十五日から三十日まで、横浜にて気候変動に関する政府間パネルが開催されました。その中で、第五次評価報告書として、気候変動による影響、適応、脆弱性について検討した第二作業部会報告書が発表されました。この中で、気候変動、とりわけ気温上昇による自然及び人間システムへの影響について、より前回よりも断定的な書き方に変わったと認識しております。

この気候変動によるリスクについて、海面上昇、沿岸での高潮被害、また、気温上昇、干ばつ等による食料安全保障が脅かされる、また、水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失など、日本とも無関係ではない気候変動による主要なリスクが八つ提示されております。

もはや、気候変動問題の対策は、地球上に住む人類が一丸となって取り組まなければならない優先順位の高い課題であるということは明白であると思います。この問題の解決に向けた日本の役割、国内及び国際社会の中でどう取り組んでいくか、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま竹谷委員が御指摘されましたとおり、IPCCの第二作業部会の今回のサマリー、完全な全部の文書にはなっておりませんけれども、見させていただきますと、かなりの部分これまでよりも踏み込んだ、すなわち断定的な書き方に大きく変わってきたと思います。それだけ危機意識を多くの科学者世界各国の科学者の方が持たれたということだと思います。

私、この会の冒頭に御挨拶をさせていただいたんですけれども、現状の政策をそのまま続けるだけでは、今委員が御指摘されたような八つの危機があります。本年の四月一日からは一段階目の税率が適用され、この会の冒頭に御挨拶をさせていただいたんですけれども、現状の政策をそのまま続けるだけでは、今委員が御指摘されたような八つの危機があります。

という形で今回提案がされているわけですが

も、予期せざる事態を招くと、すなわちボリシーのトランسفォーメーションを図つていかない限りはこういう事態になるということを強く申し述べさせていただきました。

そこで、じゃ、日本ができるのかということ

とですけれども、やはり再生可能エネルギーをもつともっと増やしていかなければならぬんだ

と思います。省エネもかなり日本国は進んでおりますけれども、この省エネ不といふことについても、

ますけれども、この省エネもかなり日本国は進んでおりました。省エネもかなり日本国は進んでおりました。

ういうことが日本は私はできるんだと思います。

そして、国際的にも、安倍総理申しております

ように、攻めの地球温暖化外交戦略、科学技術と、

温室効果ガスの排出量の伸びている途上国に対し、全世界の排出量を削減していくような手を取らなければならぬんだと思います。

そこで、再エネの話、省エネの話をさせてい

ただきましたけれども、車の両輪として日本はや

るんだということを実際に示していくことが肝要

なんだと考えております。

○竹谷とし子君 大臣は、再エネ、省エネを進め

ていくことによって気候変動の問題の解決に日本

は取り組んでいくべきであり、またその技術を

持っているということであると私は認識しております。これを国内の中でも普及させて、更にそれを

途上国を始めとする国々に普及をさせていくこと

によって気候変動問題の解決に貢献をしていく、

そういう役割が日本はあるということだと思います。

○竹谷とし子君 この温暖化対策税、導入してCO₂削減に成功した国がスウェーデンでございました。環境省が導入を検討するときにも参考にされたのではないかというふうに思いました。

私も昨年の九月にスウェーデンに赴きました。スウェーデンの財務省に話を伺つてきました。再エネを進めることについて、経済と環境省に伺いたいと思います。

用をされています。

この意義と、また、その税収の使い道について

環境省に伺いたいと思います。

そこで、じや、日本ができるのかということ

とですけれども、やはり再生可能エネルギーをもつともっと増やしていかなければならぬんだ

と思います。省エネもかなり日本国は進んでおりました。

ういうことが日本はできるんだと思います。

そして、国際的にも、安倍総理申しております

ように、攻めの地球温暖化外交戦略、科学技術と、

温室効果ガスの排出量の伸びている途上国に対し、全世界の排出量を削減していくような手を取らなければならぬんだと思います。

そこで、再エネの話、省エネの話をさせてい

ただきましたけれども、車の両輪として日本はや

るんだということを実際に示していくことが肝要

なんだと考えております。

○竹谷とし子君 大臣は、再エネ、省エネを進め

ていくことによって気候変動の問題の解決に日本

は取り組んでいくべきであり、またその技術を

持っているということであると私は認識しております。これを国内の中でも普及させて、更にそれを

途上国を始めとする国々に普及をさせていくこと

によって気候変動問題の解決に貢献をしていく、

そういう役割が日本はあるということだと思います。

○竹谷とし子君 この温暖化対策税、導入してCO₂削減に成功した国がスウェーデンでございました。環境省が導入を検討するときにも参考にされたのではないかというふうに思いました。

私も昨年の九月にスウェーデンに赴きました。スウェーデンの財務省に話を伺つてきました。再エネを進めることについて、経済と環境省に伺いたいと思います。

ね、省エネを進めるということについて、経済と

両立しないのではないかという意見も日本の中でもあります。私は両立

はできると思います。しかし、やり方による。ス

ウェーデンではそれを実現しているということ

で、CO₂の削減と経済の成長の両立、これをい

かにして行つたのか、その中で温暖化対策税はど

ういうふうな役割を果たしたのかということを伺つてまいりました。

資料をそれに関連して一枚お配りさせていただき

ております。スウェーデンの場合には、今は、

段階的にやってきて日本よりもずっと温暖化対策

税の税率は高い、そういう状況になつていてお

れども、おおむね国民は理解しているという結論

でございました。それは効果を出しているからで

ございます。

スウェーデンでは効果が高いところにターゲッ

トを絞つてこれをやつております。一枚目の資料

が、「経済成長とCO₂排出抑制の両立は可能(ス

ウェーデンの例)」として出させていただいてお

ります。スウェーデンは寒い地域といふことも

あります。スウェーデンは寒い地域といふことも

あります。スウェーデンは寒い地域といふことも

ます

思います。

そして、価格効果につきましては、エネルギー

があります、これ。いつまでも実証実験ばかり

今は冷房もあるようですが、それでも、地域集中暖房システムというものを、あたかも上下水道が家庭につながつてはいるかのよう、ごく普通に使われています。

本利潤率の得の実際の結果は、まあ、今後必要な難点を二つあります。

要するに、主として種々の技術の音が日本で扱っている高級技術、環境・エネルギー分野の技術等

して、そこを緩めると少し暖かくなるんですね。本当に効果があつたかどうか、その中でも、幾つも取組をやっている中で一番効果が高いものに次いで、何かほかしているかというとそうでもないんです、結構寒いんですね。財務省に、余り暖かくなっただよと言つたら、どうぞヒーターを着けたり削減をする。そして、それを自己の目標に励む

成をしております。さゆに現在 算定方法の客観性が三種類あります。

ついて備いかいと思ひます。

ます

いわれるけれどありますか

ハイオマスというのは再生可能エネルギーの中でもその地域で一番雇用が生まれるものでございまして、このハイオマスの産業による雇用創出というのも大きく生まれているところでござります。 あるようにはという方向性の御意見を賜りましたまた、今回の御質問もありますように、この導入をして、環境産業の誘発効果また低炭素化の促進等々、こういう適時に測定し分かりやすく公表をしていくことによって国民のまた理解を得らわ

国民の皆さんのがん理解を得てこの温室効果ガスの削減

○政府参考人(梶原成元君) 今先生おつしやられ

政策によつてスウェーデンはCO₂を二割、約二

その中におきまして、この対策税によるCO₂

すので、またよろしくお願ひ申し上げます。

会の形成とともに、低炭素社会の実現ということ

総動員することによって転換を果たしつつも経済しているという表が二枚目の表でございます。これをやつたんだと。これはパッケージとなつておりまして、温暖化対策税だけではないんですけれども、様々な政策を総動員してこれを実現した。化石燃料から再生可能エネルギーに強力な政策を総動員することによって転換を果たしつつも経済の削減の効果につきましては、まず価格インセンティブによる削減効果、いわゆる価格効果と、税率を工エネルギー起源CO₂排出抑制のための施設に活用することによる削減効果、いわゆる財源効果、この二つがあると委員の方からも御指摘もいただきました。我々もそのように認識をいたして

りませんので、この精度というのは、私の個人的

おきましては、平成二十一年度比で平成三十七年

の上昇を上回るというところで推移をしている状況でござります。このような形を日本も取るためにには、やはり費用対効果が高い、CO₂の排出削減効果も高く、そして国内の産業の誘発、付加価値を創出する効果の高いところにこの温暖化対策による税、この税収を振り向けていくことが必要であると用意をされております。

この税制を導入をする前に、環境省におきましても、調査業務の一環でシンクタンクが行つた試算におきまして、二〇二〇年におきましては、価格効果により約二百万トン、そして財源効果により約四百万トンから、大分開きがあるんですねけれども、約二千万トンの範囲の削減量が見込まれる

きたいというふうに思います。

いてのエネルギー利用、これについても発電効率を更に良くするといったような目標を掲げておりまして、現在、発電効率が二〇%以上という

ようなごみ処理施設についても、二十四年度段階において十五施設ということになつてございました。これについても、政策的に交付金の補助率に差を付ける等によつて広めていきたいというふうに考えてございます。

また、生ごみのバイオガス利用ということで、例えば長岡市におきましては、一日当たり六十五トンの生ごみをバイオガス化いたしまして効率的にエネルギーを回収するということで、年間二千トンのCO₂の削減効果を上げていると、こういったような例がございます。

○竹谷とし子君 私も精力的に視察をさせていただいて、先進的な取組を行つてゐる自治体やまた民間の事業者があるということを勉強させていただいております。

今御答弁にもありましたけれども、横浜ではこれから五〇%、二十一年度比で削減するというふうに自治体が言つてゐるんですね。ごみも減らすと。これはできるということだと思うんです、日本全国で取組が

以前のダイオキシン問題のときに造つたごみ処理施設の更新時期、これから次々と迎えるに当たつて、循環型社会形成推進交付金 環境省でも毎年毎年予算の確保に苦労しながらやつてゐると思いますけれども、これも、例えばごみを減らしたらもつとかさ上げると、今の仕組みでごみ処理施設を造るといふ場合にも同じ比率の交付金なんですね。

しかし、例えば横浜市、あるいは町田市も今四割ごみを減らそうということで、今よりも四割ごみが減った形でのごみ焼却施設を造るというプランを作つてゐるんですね。そうすると当然コストも下がりますので、この交付金、国が負担をするお金も減るわけです。そうした努力をしたところについてはかさ上げするとか、これはCO₂の削減、温暖化の対策にも資するわけでございますので、そうしたインセンティブを進んだ取組をしている自治体には与えるよな、そういう政策の総

動員をするべきだと思います。

また、小さな自治体などでは、検討するのも大変なんですね、どうしたらいのか。また、広域の自治体で検討するときには、いろんな思惑が出でてきて、やつぱり今までどおり大きなものを造つてしまおうとか、そういう形になる場合もあります。

環境省が中心となつて、私が提案したいのは、この廃棄物分野のCO₂半減させようという目的を掲げて、そしてそのために各自治体ではどうしていったらいいかということを検討する委員会を立ち上げて、そして主導していくいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(浮島智子君) 廃棄物処理施設の整備に関しましては、廃棄物処理法に基づきまして

廃棄物処理施設の整備計画を定めることとされておりまして、平成二十五年度から五か年の計画で

二十五年の五月に閣議決定されているところでもございます。本計画の策定に当たりまして、環境省といたしましては、中央環境審議会の御議論を

いたしまして、廃棄物処理における省エネ、再

エネルギー回収の施設に対する今ございましたけれども、循環型社会形成推進交付金の交付に当たりまして、生ごみのバイオガス化の施設も含めまして、

災害時に災害廃棄物の受入れが可能となるエネル

ギー回収の施設であつてエネルギー効率の高いも

のについては交付率を通常の三分の一から二分の一に引き上げ、より一層重点的に支援をしていく所存でございます。

また、今後とも、中央審議会の御議論等を踏ま

たりサイクルしようということで、ごみを減らしてごみ焼却施設をサイズを小さくして価格を下げている自治体とそうじやない自治体と同じ三分の一あるのは防災拠点になるようなところについては二分の一という補助率では、インセンティブが

あります。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一でございます。

今日は、水環境の問題、水質の問題とか、こう

したことを中心にお伺いをしたいと思うんですけ

ども、まず、水が、水質がきれいかどうかとい

うことの指標というのは、一般に、湖沼とか海域、

海の場合などはCODという値を使うわけです

ね。この値が大きければ大きいほど汚れていると

いうことになるわけですね。河川なんかの場合は

BODという指標を、数値を使うわけですが、こ

のCODを測るときの手法なんですが、こ

りいろいろあるわけなんですね。

ちよつと細かい話になりますけれども、大きく

分けると、過マンガン酸カリウムを使う測定方法

と重クロム酸カリウムを使う測定方法があつて、

これは酸化剤を何を使うかということによつて

違つてきて、どちらかといふと過マンガン酸カリ

ウムを使う場合の方が数値が低く出るというよう

なことが言われているんですけど、これ日本では、

環境基準とかこういうよう CODも定められて

いますけれども、過マンガン酸カリウムを使うよ

うになつてますよね。

これ、環境基準とか、いつ頃から水質に関して

設定され、いつからこれを採用するようになりま

したか。

○政府参考人(小林正明君) 今、水野先生御指摘

のとおりでございまして、我が国では、海域それ

から湖沼につきまして、有機汚濁の指標としてC

ODを採用しております。これは、昭和四十六年

に環境基準として定めたものでございます。

その設定当初から、測定の方法といたしましては、今

先生がおつやつた、「一つの御指摘ありましたが、

過マンガン酸カリウムを用いる方法」これを採用

しているところでございます。

○水野賢一君 つまり、環境基準が設定されてか

ら、このCODを測るときの手法は過マンガン酸

カリウムを使うと、これが何で重クロム酸カリウム法でございまして、それぞれの測定方法によって長短がございます。我が国では、環境基準の公定法としております過マンガン酸カリウム法の場合には、操作が簡便であるということ、それから、重クロム酸カリウム法の方では有害性の高いクロムを使うことになります。そういう心配がないという、こういった点で、広く自治体にも測つていいただく、規制などにも用いていくというような意味で有利な点が多いというように判断をいたしました。過マンガン酸カリウム法が採用されたというよう、承知をしておるところでございます。

○水野賢一君 確かに一長一短あるから、それはそれでいいんですけど、ただ、世界的にはこれ極めて少數派だと思いますよね、日本の測定方法が

そうすると、日本のこのデータを基に例えば学者が論文書いたりしても、世界的には、だつて、世界では使っていない指標だから、余り評価されないとか、そういうような問題なんかも聞いたりするわけですが、世界的にはこれ、日本の取つている過マンガン酸カリウムじゃない重クロム酸カリウムのやり方が主流だという認識は持つてますか。

○政府参考人(小林正明君) こういった指標、特に例えれば環境基準としてどうかというようなことで見てまいりますと、例えればアメリカとかカナダですと、必ずしも有機汚濁の環境基準というような形では持つてないというようなところもござります。それから、E.U.ですかイギリスなどではむしろB.O.D.を使つてているというようなことがあります。アジアの各国などを見てまいりますと、そういうヨーロッパ式のところと、それから、先生が御

かりウムを使うと、これが何で重クロム酸カリウム法でございまして、それぞれの測定方法によって長短がございます。我が国では、環境基準の公定法としております過マンgan酸カリウム法の場合には、操作が簡便であるということ、それから、重クロム酸カリウム法の方では有害性の高いクロムを使うことになります。そういう心配がないという、こういった点で、広く自治体にも測つていいただく、規制などにも用いていくというような意味で有利な点が多いというように判断をいたしました。過マンgan酸カリウム法が採用されたというよう、承知をしておりましても、それぞれの測定方法によって長短がございます。

○政府参考人(小林正明君) 先生御指摘のとおりでございまして、それぞれの測定方法によって長短がございます。我が国では、環境基準の公定法としております過マンgan酸カリウム法の場合には、操作が簡便であるということ、それから、重クロム酸カリウム法の方では有害性の高いクロムを使うことになります。そういう心配がないとい

うしたいのは、水の水質の基準というときに、これは、今言つているのは公共用水域、つまり湖沼とか海域とかをいう話をしていますが、水道水にも当然基準がいろいろあるわけですね。

厚生労働省に伺いたいんですが、厚生労働省は、水道水の水質基準について、以前はC.O.D.を使つてましたんですね。C.O.D.で、しかも今話にあつた過マンgan酸カリウムのやり方でのC.O.D.を使つてましたんですが、これ、平成十六年に変えた思ふんです。変えるときというのは、これ、何か法改正とかという手続だったのか、省令か何かの改正なのか、ちょっとそこら辺を教えてもらわなければと思います。

○政府参考人(高島泉君) お答えいたします。

水道法では、水質基準として一定の要件を備えることという規定がござります。この具体的な基準につきましては省令で定めるということにされておりまして、水質基準に関する省令というのを作つておりますので、水質基準を定める省令というのを作つておりますので、水質基準を定める省令といいます。

○水野賢一君 確かにデータの連続性というの

この指摘を受けまして、厚生労働省では、水道水の水質基準における有機物の指標としてT.O.C.の量を用いることといたしました。

○水野賢一君 要は、今おっしゃられたように、当時の厚生科学審議会の答申で、この過マンgan酸カリウム方式の欠点をいろいろと書いてあるわけですね。今おっしゃられたけれども、水中有机物の指標としては不十分だと、今、参考人は測定精度がやや低いというふうにおっしゃいましたけど、この答申見ると、ややなんというんじやなくて、測定精度が低いと書いてあるんですね、とか、そういうような欠点をいろいろ言つていて、T.O.C.の方が指標としていいじゃないかといふこととで、だからこそ水道水の基準についてはC.O.D.じゃなくてT.O.C.という新しい指標に変えたんですけど。

そうすると、こっちのいわゆる公共用水域の環境省がやつてある方の指標はC.O.D.のままなんですが、これは、あれですか、従来どおりの今までいいのか、何か変えたりすることを検討する余地があるのか、いかがですか。

○政府参考人(高島泉君) 水道の基準でございますが、昭和三十三年、水質基準というのを作つて、過マンgan酸カリウムを使うということで運用してまいりました。

○副大臣(井上信治君) 現時点においては、直ちにこの水質基準につきましては、平成十五年に全面的な見直し、改定をいたしまして、その際に厚生科学審議会で御議論いただきまして、その答申を受けております。

そこで、過マンgan酸カリウム法を使つていて、それが蓄積しているということで、その継続性の観点からも、やはりまずはこの過マンgan酸カリウム法、これを実施をしていきたいというふうに考えています。

○水野賢一君 確かにデータの連続性というのは当然必要だというふうに思いますので、私としては、今絶対変えるべきだと言つてはいるわけじやないで、ちょっとその見解を伺つたということあります。

○水野賢一君 確かにデータの連続性というのは当然必要だというふうに思いますので、私としては、今絶対変えるべきだと言つてはいるわけじやないで、ちょっとその見解を伺つたということあります。

○水野賢一君 確かにデータの連続性というのは当然必要だというふうに思いますので、私としては、今絶対変えるべきだと言つてはいるわけじやないで、ちょっとその見解を伺つたということあります。

○水野賢一君 確かにデータの連続性というのは当然必要だというふうに思いますので、私としては、今絶対変えるべきだと言つてはいるわけじやないで、ちょっとその見解を伺つたということあります。

○大臣政務官(浮島智子君) 昨年十二月に公表いたしました平成二十四年度公共用水域水質測定結果におきまして、平成二十四年度におけるC.O.D.が高い湖沼は、一位は印旛沼、そして二位は手賀沼となつております。

○水野賢一君 印旛沼、手賀沼はいずれも千葉県であつて、私も千葉県選出で、特に印旛沼は私の住んでいるところの、私も印旛沼のほとりのところに住んでいるわけなんですね。

○水野賢一君 環境省は、湖沼水質保全特別措置法と、環境省がやつてある法律で十一ぐらいの湖沼を指定して、要するに、水質を改善しなきやいかぬということで指定しているんですが、特に印旛沼、手賀沼は、これ法律ができるのが一九八〇年代なんですが、その後からずっと三十年來にわたつて指定されているんですけど、なかなか水質改善が進まないのが実態なんですね

ね。手賀沼はちょっと別の理由で改善したところはあるんだけれども。

さて、伺いたいのは、湖沼法というのは、これ指定されると、一体指定湖沼に指定されるとどういう特典があるんですかね。つまり、ここはきれいにしなきゃいけないということを国も認めたからこそ指定したということは分かるんですけど、具体的に何か、例えば、その地域の流域では浄化槽を設置するときにはその浄化槽の補助率をかさ上げするとか、何かそういう特典あるんでしあうか。

○政府参考人(小林正明君) 先生から御指摘ありましたように、水質の改善につきましては各地で取り組んできておりますが、いろんな水域ある中で、湖沼はなかなか、地元もそれから環境省も努力をしておりますが、なかなか環境基準の達成率上がらないというところの代表的な水域でござります。

○政府参考人(小林正明君) 先生から御指摘ありましたように、水質の改善につきましては各地で取り組んできておりますが、いろんな水域ある中で、湖沼はなかなか、地元もそれから環境省も努力をしておりますが、なかなか環境基準の達成率上がらないというところの代表的な水域でござります。

湖沼法に基づきまして指定地域にして、実は発生源がどこにあるか、工場、事業場もございますし、生活排水、それから最近は特に面的な田畠、あるいは市街地からの流入も大変注目をされております。こういった対策を総合的にやっていく、計画作りの中で関係者がどういう目標を設け、どれだけの対策を打っていくかというようなことを合意をして進めていくといふところがこの湖沼法に基づく施策の一番重要なところであると考えております。特に最近ですと面源からの汚濁が大変シエアとしても大きくなってきてるといふことなことがござりますので、制度も改正をいたしまして、流出水の対策地区を指定してそこで対策をしていくといふようなことも新たにやっているところでございます。

具体的なお尋ねがありました浄化槽の設置につきましては、もちろん、湖沼の水質保全計画の中でどういった目標を立ててやっていくかといふことなどで計画的に進めていくことになるわけですが、特に指定湖沼の対象地域であるので補助金のかさ上げというような、そういう

う措置はございません。

一方で、特に窒素、リンの流入を下げるといふ意味で、浄化槽についても高度処理を行う

よう意味で、浄化槽についても高度処理を行うといふ意味で、浄化槽についてはより費用が掛かることになりますので、そういった算定基準の面ではそういった配慮をするというような施策が行われているというところでございます。

○水野賢一君

要は、湖沼水質保全特別措置法で

指定されると、その地域には水質保全計画を作り

なさいということが法律の内容なんですね。だ

から、それは野方団にいろいろと無計画でやつて

いいわけじゃないですよということは分かるんだ

けれども、現状、だからといって何か特典がある

わけでもないんですよね、補助率のかさ上げみた

いな意味での。

大臣、これ、指定湖沼というのは、要するに国

としてここはきれいにしなきゃいけないといふ

うに思つてはいるからこそ指定してはいるんですけど

、全部の湖沼が指定されているわけじゃない

ですから、これはやっぱり何らかのその支援がこ

こはいろんな意味で手厚くなるとかつて、こうい

うこととはあつてもいいんじゃないかと思ひます

が、もちろんそれは環境省だけでできることじゃないけど、例えは浄化槽は環境省の所管だから、これはやっぽり何らかのその支援がこの湖沼法に基づく施策の一一番重要なところであると考えております。特に最近ですと面源からの汚濁が大変シエアとしても大きくなってきてるといふことなことがござりますので、制度も改正をいたしまして、流出水の対策地区を指定してそこで対策をしていくといふようなことも新たにやっているところでございます。

湖沼法に基づきまして指定地域にして、実は発生源がどこにあるか、工場、事業場もございますし、生活排水、それから最近は特に面的な田畠、あるいは市街地からの流入も大変注目をされております。こういった対策を総合的にやっていく、計画作りの中で関係者がどういう目標を設け、どれだけの対策を打つていくかといふことなことがござりますので、制度も改正をいたしまして、流出水の対策地区を指定してそこで対策をしていくといふようなことも新たにやっているところでございます。

○國務大臣(石原伸晃君)

水野委員御指摘のとお

り、国の施策において、またこの指定湖沼とい

うことにおいて、今委員が御懸念のような事態があ

るならばそれだけのことをやって政策効果をより

高めていくと、いうことが必要だと思つんですが、

現に行わせていただいている、今浄化槽について

の御指摘がございましたが、委員御地元の印旛沼

の通常型の合併浄化槽の整備状況を見ますと、平

成十七年がおよそ七千五百基であったのが平成二十

四年にはおよそ八千基、また窒素やリンを除去

できる高度処理型合併浄化槽は、平成十七年度が

およそ八百基であったのが平成二十四年度は二千五百基と。現地でその水質を改善するためへの施

策の普及というものは進展しているというふうに考えております。

もっと更に何か問題がありまして、これをス

ピードをもつと速めるとか、大きなことがあれば

またいろいろ考えていかなければならないと思いま

すが、今後とも適切にこの支援を行つていう形

で処理をさせていただければと思つております。

○水野賢一君

さて、湖沼の汚れとかの場合、当

然そこに理由はいろいろありますよ、それは工場

排水とかもあるだろうけど、それだけじゃなくて

生活系とか面源負荷とかいろんなものがあります

からなかなかそう簡単じゃないということは分か

るんですが、一方で、あれですよ、排水にいろ

いろ規制を掛けしていくという議論がある中で、今、

例えば東京湾とか伊勢湾とか瀬戸内海もそうです

けど、いわゆる総量規制ってやつてはりますよね。

総量規制が何で必要、そういうところでやつて

いるかと、排水の濃度規制というの普通

あるんだけど、濃度規制っていうのは、要するに水

でたくさん希釈しちゃえば、薄めちゃえば濃度規

制は簡単にクリアできちやうから、その濃度がど

うあろうと、薄まろうと何だろうと、汚染物質そ

のものの総量を減らすという総量規制が東京湾と

かそういうところでやつているわけですから、湖

沼法の指定湖沼に対しても、これ今発動されないのは知つていますよ、発動されいないのは

知つていますけれども、現行法で総量規制は発動

し得る形にはなつてないかどうか、事務方で結構

ですけど、お願ひします。

○政府参考人(小林正明君)

ただいま御指摘あり

ましたように、海の方ではCODとか窒素、リン

の総量規制をやつてはいるわけでございますが、そ

ういうものも参考になながら、湖沼でござります

ので、各県横断的とかそういう海の形とは異なる

形にはなつますが、湖沼について、先ほど申しま

した水質保全計画を作つてやつてまいりますが、そ

の中に、特に総量削減計画というものを設けて

るということも一つのメニューとして湖沼法に

規定があるわけでございます。これにつきまして

は、地元の知事さんがこういうことをやりたいと

いうことでお申出ができると、こういうような規

定もございます。

そういうことがありますれば、当然、環境大臣

としては、総量削減指定湖沼として指定をして総

量削減を図ると、こういう仕組みも含んでいると

ころでございます。

○水野賢一君

だから、今おっしゃられたよう

に、メニューとしては法律上あるわけですよ。だ

それは、メニューがあるからといって、それを使

うか使わないかということはあるだろうし、今

おっしゃったように、地元の知事とか、千葉県で

いつなら森田健作さんとかなんでしょうけど、そ

ういう人が望むか望まないかとかいろんな要件が

あるんでしようけれども、これは、あれですか、

大臣にお伺いしますけど、こういう総量規制は、

つまりルール上はあり得るわけですから、法制度

上は、こういうことは必要があれば発動するとか

ということについてはどうなんでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君)

印旛沼、手賀沼以外に

も指定湖沼というのは全部で十一あつて、有名な

ところだと琵琶湖とか野尻湖とか諏訪湖があると

思つんですけれども、これも、システムとしては

都道府県知事からその申出を受けて国が指定した

という経緯がございます。ですから、今委員御指

摘のとおり、それは、守つていこうという意識が

あるからこそその都道府県知事が国に言つてきて

おり適切に対処していただきと考へております。

○水野賢一君

国土交通省にも参考人をお呼びし

てあるんですけど、環境省として

は、そういう御要望があれば、委員の御指摘のと

おり適切に対処していただきと考へております。

○水野賢一君

まことに御要望ありがとうございます。

私は、そういう御要望があれば、委員の御指摘のと

おり適切に対処していただきと考へております。

ということをいろいろ言つて、いたと思うんですねけれども、それはだから、実際にはそのときはそういうことも検討したけれども、今はそういうもの

を何か、今はというか、そのとき結局、検討はしていただけ出したわけじゃないと、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(岡久宏史君) そのとおりでござい

ます。

○水野賢一君 それじゃ、しかし、ただ、そういうことを検討していたということは検討するだけの余地があつたからだと思うんです。それで、筋

から考えて、やっぱりこれは、だって淨化槽とかの性能とかも上がつて、それは、接続義務をそこまで無理強いをする必要はないだらうという方向

は私は非常に筋が通つた話ではないかと思いますけれども、国土交通省としては、改めてお伺いし

ますけれども、そのアンケート調査で九三%の自治体からの声もあつたとかということで、今現在としてはこの部分を、積極的にただし書の部分を活用していこうという考え方には立つていないと

うことなのが、改めて伺いたいと思います。

○政府参考人(岡久宏史君) 先ほど申し上げまし

たけれども、國におきましては、そのただし書の運用につきましては、下水道管理者である自治体の判断に基づいてその運用をしていただきたいと

いうふうに考えておりまして、特に、その運用を

余りやらないようにとか、そういうことを言って

いるわけではございません。

○水野賢一君 時間ですので、終わります。

○委員長(佐藤信秋君) 午後一時に再開することとして、休憩いたします。

午後零時一分休憩

として滝波宏文君が選任されました。

○委員長(佐藤信秋君) 休憩前に引き続き、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○市田忠義君 日本共産党的市田忠義です。

私は、先日の環境委員会で水俣病認定の新しい指針問題、いわゆる環境省の通知の問題について質問いたしましたが、今日は水俣病の特措法問題について質問をしたいと思います。

水俣特措法は申請が締め切られて一年八ヶ月が過ぎました。六万五千人を超える人たちが申請をして、昨年の四月までに救済策の対象者を確定をして結果を公表するということになつております。

私は、現地水俣で話を聞いてきましたが、結果が届いていない被害者の方々のほとんどがヒアリン

グも公的検診もないと。一年以上待たされて、中には申請して二年近く待たされた人も多数おられました。被害者の方々は、一体どうなつてているのかと、怒りと不安でいっぱいでした。

こういう事態といいますか状況について、大臣

がいつたときに改めてまた資料を提出していただきたいような仕組みになつております。そういう

おりましたと、例えば主治医の方の診断書とそれから公的な診断書と、証拠の確認には二つのものを

使うわけでございまして、その二つのものに違ひがあつたときに改めてまた資料を提出していただ

くというような状況になつた方について、資料を提出い

ただくのに時間が掛かっているというようなこと

もあらやに聞いておりますので、県の方も努力を

しておりますが、申請者の方々にもいろんな御事情があるというように承知をしております。

○市田忠義君 全くどうなつているかも知られ

ないまま、ヒアリングもない公的検診もないと

いう方がたくさんいらっしゃるわけですから。

じゃ、お聞きしますが、水俣病被害の全容を解明していくためにも、私、いち早くやっぱり公表すべきだと思います。いつ、どういう形で結果

については公表されるおつもりなのか。

○政府参考人(塙原太郎君) 今、県の方で相当審

査が進んでいるとは聞いておりますけれども、先ほど御指摘いたしましたように、一部まだ判定が終わつていないのでござります。環境省といた

丁寧な審査をお願いをしたいと思つておりますので、国としてもできるだけの支援は申し上げたい

と思つておりますが、そのような実態になつていい

るということをごぞいます。

○国務大臣(石原伸晃君) 今部長の方から実態について事実報告がございましたが、環境省としても、できるだけ早く対象者が確定されることが重要である、委員の認識と認識は同じでございます。

また、部長の答弁の中にありましたように、判定を丁寧にやつていると、この大前提があ

るわけですけれども、一刻も早く確定できますよ

うに県に御努力をお願いしているところでもござ

ります。

○市田忠義君 二年も掛かっているのは、やっぱ

り丁寧にやつてあるからですか。

○政府参考人(塙原太郎君) そういうことになる

と思います。

ただ、実情を県の方からいろいろお話を伺つて

おりますと、例えば主治医の方の診断書とそれか

ら公的な診断書と、証拠の確認には二つのものを

使うわけでございまして、その二つのものに違ひ

があつたときに改めてまた資料を提出していただ

くというような状況になつた方について、資料を提出い

ただくのに時間が掛かっているというようなこと

もあらやに聞いておりますので、県の方も努力を

しておりますが、申請者の方々にもいろんな御事

情があるというように承知をしております。

○市田忠義君 全くどうなつているかも知られ

ないまま、ヒアリングもない公的検診もないと

いう方がたくさんいらっしゃるわけですから。

じゃ、お聞きしますが、水俣病被害の全容を解明していくためにも、私、いち早くやっぱり公表

すべきだと思います。いつ、どういう形で結果

については公表されるおつもりなのか。

○政府参考人(塙原太郎君)

今、県の方で相当審

査が進んでいるとは聞いておりますけれども、先

ほど御指摘いたしましたように、一部まだ判定

が終わつていないのでござります。環境省といた

丁寧な審査をお願いをしたいと思つておりますので、国としてもできるだけの支援は申し上げたい

と思つております。どのような形で公表させてい

ただくかということにつきましては、県の方ともよく御相談をさせていただいて検討したいと思つております。

○市田忠義君 本来、国や県が早く不知火海全域の住民健康調査と環境調査をやつぱり行うべきで、最低限、今回の結果について、どの地域でど

のような人たちがどういう理由でどれぐらい救済されたのか、年齢、地域別にはつきりさせると、これが文字どおりあたう限りの救済といいますか、全ての患者被害者を救済していく上で非常に大事なことだということを指摘しておきたいと思つています。

審査結果が判明しているところでも様々な問題が起きております。私、これまでの質問で何度か

まいになつてゐる方でも水俣病特有の症状を抱え特措法のいわゆる対象地域外ですね、そこにお住まいになつてゐる方でも水俣病特有の症状を抱えている人がたくさんおられる地域があるという問題を取り上げてきました。例えば、熊本県吉北町の黒岩、天草市の新和町、鹿児島県伊佐市山野、布計地区などを対象外にしているわけですが、そ

の不當性を指摘をしてまいりました。対象地域外の被害者には汚染した魚介類を多食した証明ですね、五十年前の領収書、魚を買ったと、そんな領収書を求めるなどはちょっと厳し過ぎるじゃないかと、いう話を何度も指摘をして、そんなものを取つてゐる者、誰がいるかと。

一方で、加害責任のある国や県は、被害者に対する対象地域外だからといって公的検診も受けさせないまま、簡単な聞き取りだけで却下してい

るという例もあるという事実を聞いてきました。

最低限、民間の医療の診察で、診療で水俣病特有の症状があるという人に対しては、聞き取りだけではなくて、今からでも公的検診と納得のいく説明をする必要がある。これは最低限、これは

責任は国と県にあるわけですから、チソソと。それぐらいやるべきだと思いますが、いかがですか。

ではなくて、今からでも公的検診と納得のいく説明をする必要があります。これは最低限、これは

責任は国と県にあるわけですから、チソソと。そ

れぐらいやるべきだと思いますが、いかがですか。

少なくとも、今からでも公的検診と納得のいく説

明をする必要がある。これは最低限、これは

責任は国と県にあるわけですから、チソソと。そ

れぐらいやるべきだと思いますが、いかがですか。

少なくとも、今からでも公的検診と納得のいく説

明をする必要があります。これは最低限、これは

責任は国と県にあるわけですから、チソソと。そ

せていただきたいと思います。

特措法の対象地域とそれから年齢につきましては、ノーモア・ミナマタ訴訟におきまして裁判所が示していただきました和解所見を基本に、訴訟しなかつた患者団体との協議も踏まえまして定められたということございます。

様々な御意見があることは理解しておりますが、例えば対象地域のことについても、ただいま、何か証明書というようなことの御指摘がございました。

したけれども、例えば相当な理由がある場合には対象地域外でも総合的に検討することになつております。例えば、長くなつて恐縮ですが、対象地域に当時通勤通学をしていた、あるいは水俣湾その周辺から入手した魚を食べた、あるいは、当時、地域が違いましたけれども漁業は対象地域に行って漁業をしていましたというような幾つかの状況も確認しつつ、水俣病被害者としての暴露があつたのかどうかということを確認することになつておりますので、その辺は丁寧に対応させていただいているというふうに認識をしております。

○市田忠義君 相当な理由の相当というのはあなた方が判断されるわけでしょう、国が、本人じやなくしてね。五十年前の領収書がなくとも、通勤していたとか云々とか言わされました。じゃ、あれですね、メチル水銀で汚染された魚介類をたくさん食べたという証拠書類がなくともいいわけです。証拠書類は。それはなくとも障害にはならないというのはここで言えますか。

○政府参考人(塚原太郎君)

ただいま申し上げましたように話を伺つておりますし、できる限り症状のあられる方々に対する門前払いというような形のないように処理をしていながら、個々のケースでござりますので、お話をさせていただければと思います。

○市田忠義君 結局、様々な条件付けてできるだけ救済の範囲を狭めようとするのがこの間の歴史

だつたと思うんです。私、出生年による差別もひどいと思うんです。

さきの委員会でも指摘した水俣市にお住まいの一九七〇年生まれの松岡奈緒美さん、四十三歳の方ですが、水俣病特有の症状があつて、へその緒平均水銀値を大きく上回つている。にもかかわらず、申請して一ヶ月後には、この方はヒアリングも公的検診も一切なしに非該当の通知が来た

ところ。
これは、大臣、事務官じゃなくて、こういう人々にヒアリングや公的検診を行つて、納得のいく説明が必要だとお思いにならないでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 詳細な事実関係については、個々のケースでござりますので、部長の方から答弁をさせていただきますけれども、出生年から高かつたと。この人も松岡さん同様に、申請して一ヶ月後にはヒアリングも公的検診も一切ないことが多いと、そう言われておりました。今もキーンと甲高い耳鳴りがして、声は雜音にしか聞こえない、会話がつらいと。

おじいさんや御両親は、いわゆる一九九五年の政治解決で和解されています。自分だけはまさか水俣病ではないだろと思っていたが、周りの人からの勧めもあって、取りあえず受けるだけ受けたそうであります。診察の結果は、水俣病特有の症状を有して、この方は、へその緒の水銀値も非汚染地域のへその緒の平均値〇・〇八三一 ppmよりも高かつたと。この人も松岡さん同様に、申請して一ヶ月後にはヒアリングも公的検診も一切なしに非該当の通知と。こういう対応で許されたのかと。これはどうですか。

○政府参考人(塚原太郎君) 四十年以降に生まれた方のことが議論になつておりますけれども、昭和四十年以降に生まれた方でありますても、だいたところでありますと、へその緒等々ですか、持つていらっしゃる方も意外に多いということです。

データとして提出されているというお話を伺つて

おりますし、できる限り症状のあられる方々に対する門前払いというような形のないように処理をしていながら、個々のケースでござりますので、お話をさせていただければ

思います。

○市田忠義君 そんな以前のメチル水銀に汚染されたへその緒とか毛髪を残している人ってかなり少ないと思つんですね。

それで、今挙げた松岡奈緒美さんだけの問題ではなくて、芦北町にお住まいの鶴崎明成さん、こ

の方とも会つてきました。四十一歳の方です。こ

の方は一九七一年生まれ。両親が水俣湾の周辺で捕つてきた魚を毎日食べて、離乳食もミキサーで碎いた魚のスープだった。物心付いたときから、耳鳴りや手の震えだけではなくて、温度や痛みの感覚がないと。そのため、けがをしても気付かないことが多いと、そう言われておりました。今

もキーンと甲高い耳鳴りがして、声は雜音にしか聞こえない、会話がつらいと。

私は、メチル水銀による健康被害は、低濃度汚染の問題あるいは長期汚染の影響など広大な未知の領域がまだまだ残されていると、やはり全容解明のためのあらゆる努力を傾けるべきだということも指摘しておきたいと思います。

私は、水俣に先日行きましたときに、改めて特措法の審査結果について不知火患者会から話を聞きました。特措法に基づき申請した三千人近くの被害者から患者会が直接話を聞いて調査をされました。特措法の対象地域外の天草地域で三百人以上の人人が該当者として認められていると、また鹿児島でも対象地域外で六十人以上の人気が認められております。

れるということも聞いてきました。中には、へそ

の緒の水銀値がその中には〇・四九九五 ppmの人もいたというのも、これは事実であります。先日の熊本地裁三月三十一日の判決では、一九七四年一月の水俣湾内への仕切り網設置まで、魚介類を食べた人はメチル水銀中毒症の発症を否定できない程度の被害があつたということも明らかにしているわけです。

○市田忠義君 この鶴崎さんが、もう原因が知りたい、水俣病でないというならこの病気は一体どちら來たのか、小さい頃からつらい思いをしてきた、怒りのやり場がないと、そう言つておられただけだと思います。

○市田忠義君 結局、様々な条件付けてできるだけ救済の範囲を狭めようとするのがこの間の歴史

生れた同じような症状を抱えた人が数十人おら

れるということも聞いてきました。中には、へそ

の緒の水銀値がその中には〇・四九九五 ppmの人もいたというのも、これは事実であります。先

日の熊本地裁三月三十一日の判決では、一九七四年一月の水俣湾内への仕切り網設置まで、魚介類を

食べた人はメチル水銀中毒症の発症を否定でき

ますとか、いろんな情報を県の方で取つていただき、丁寧に判定をしていつた結果そのような結果になつてゐるというよう認識をしておりま

す。

○市田忠義君 いや、対象地域というのを決めて

一六

いることがもう破綻をしていると、その対象地域外なのにこういう形で特措法上の申請で認められた人もたくさんいるんだから。

それで、対象地域以外でも幾らでも認定するんだよとおっしゃったけれども、そういう場合は一般の人と条件が、対象地域内の人と外の人ではそ

やつぱり、特措法自身にあだつ限りの水俣病被
害者、市田忠義君 私は、とんでもないと思うんですね。
この地域であつても、様々、県等々が的確に判断して
いる事例がある以上は、今この段階で、
この判断、法令解釈を変えるのは適切ではないと
いうのが環境省の立場でございます。

やつぱり、特措法自身にあたう限りの水俣病被害者を救済するということが書かれているのに、その精神がやつぱり全く私見られないというふうに思うんです。

さらに、もう一つお聞きしますが、昨年四月の

被験者の方に、耳間の音を患者さんの本語で何回か確認され、病に特徴的な感覚障害が確認されたにもかかわらず、対象地域外だというだけで公的検診も受けられないと聞きました。聞き取りだけで却下されたといふ例もたくさんあります。そこで、公的検診もない場合は納得できないということから異議申立てをしたら、この特措法による判定は異議申立ての対象にはならないとしてまたも却下された。これ新潟県はたしか異議申立てを認めているはずであります。

れま

らに、もう一つお聞きしますが、昨年四月の裁判決、十月の不服審査会裁決がいわゆる单状でも認定できるとしたことから、特措法で患者に交付される被害者手帳ですね、これを返して、公健法上の認定申請をしようとする人が出ています。しかし、環境省は、手帳を返納しても、一度終結した紛争を再度起すこととしている、こういう立場から、公健法上の患者認請はできないと、そういう立場を取つておら

○国務大臣(石原伸晃君) 市田委員の御指摘のところは意見の分がれるところだと思ひますけれども、法令の解釈として、不服申立てには処分といふものが確定していかなければできないわけでござりますので、それがこれには確定しないというふうな法令判断をしている以上は、そこからその判断を、これまで判断してここまで時間的経緯がかかるわけですから。そしてまた、先ほど部長の方から御答弁させていただきましたとおり、対象外

しおりを作成したというのが県の御意見でした。
すなわち、国のお墨付きを得てそういう文書を
出して、被害者手帳を返せば公健法上の認定申請
はやっぱり受け付けるべきだと思いますが、いか
がですか。

○政府参考人（塚原太郎君） これは法的な解釈の
ことでござりますので、私の方から御答弁申し上
げますけれども、平成七年の政治解決あるいは特
措法により一時金の給付を受けた方は、原因企業

なくて、自分を水俣病として認めてほしいということで公健法上の申請をやる人は増えるのは、私当然だと思うんですね。それを駄目だと。例えば、チツソ水俣病患者連盟の方はこうおっしゃっていますよ。特措法は申請者が水俣病かどうかを判断するための法律ではないと、被害者手帳を受け取った人でも自分の水俣病被害を確かめるため認定申請を考える場合があるのは当然じやないかと、その権利を保障するのが行政のやるべき

これは、北川副大臣が二月十九日の熊本県知事との会談終了後の記者会見の中であらゆる被害者の方がおられる以上、公健法を閉じるべきでないと、こうおっしゃっていますが、これは大臣も同じ考え方かと。北川さんがそうおっしゃっているのは私も知っていますから、大臣も同じ考え方かと。○副大臣(北川知克君)　ただいま市田委員御指摘のように、二月の十九日、私の方が熊本に参りまして、熊本知事との共通の認識の中でそのように

の救済というのは紛争の終結を目指すものだから、それで一旦結論出したものをもう一度公健法上の認定申請をやるという権利はないんだという、そういう今の御説明だったと思つんですね。私それをよく読んで知つております。

しかし、その後に、昨年の四月に最高裁の判決や十月の不服審査会の裁決が出て、単独症状の場合でも認定される場合もあり得るという結論が出でて、それだったら、自分は本当に、水俣病とは認めないけれど救済してやるという、そんなことではなくて、自分を水俣病として認めてほしいという

ぱり私は断じて認めるわけにはいかないと。次に、もう時間がありませんので別の問題に移りますが、特措法では、チツの株式譲渡などの分社化を進めて、判定結果に基づく救済をする上で公健法上の新規認定等の終了ということを規定しています。しかし、特措法で非該当となつた被害者などが新たな提訴をしたり、八百人を超える被害者が公健法の認定申請をしていると。そういう下で公健法を閉じて救済の道を閉ざすということは、私は許されないと思うんです。これは、北川副大臣が二月十九日の熊本県知事

とか訴訟提起のことありますけれども、今後ともこれらの手段を取らないように約束をしていただきます、水俣病被害者手帳の交付を受けながらこれら手段を取ることができないことも同様ですというふうにされております。このため、手帳を県に返却をいたしましても、公健法の認定申請はできないものというふうに解しております。

○市田忠義君 極めて冷たい、やっぱり実務的、官僚的対応だと思うんですよ。

確かに、環境省の考えは、特措法による被害者の救済というのは紛争の終結を目指すものだから

私は、できるだけ被害者が広がらないようにつく
責任はさつきも言ったようにチツソと国と県にあ
るのに、被害者には何の責任もないのに、被害者
ができるだけ広がらないように様々な規制掛け
て、早く水俣病に見切りを付けたいと、終結させ
ようとしているとしか考えられない。元々この
特措法は三年をめどにということで、申請も、お
としの七月で申請が打切りされたわけで、それ
以後も次から次へと手を擧げる人増えていわわけ
ですから、こういう被害者切捨ててというのは、やつ
ぱり私は断じて認めるわけにはいかないと。

との間で、一時金の給付と引換えに、以降、公健法の認定申請は行わないなどの約束をする協定書を結んでおられるため、公健法の認定申請はすることができないものと解しております。

また、今御指摘の水俣病特措法に基づき一時金の対象とならないが水俣病被害者手帳の交付を受けた方については、救済措置の方針、これは平成二十二年閣議決定でござりますけれども、においてましまして、一時金等対象者となる方は、今後ともこれらの方々、貝本内こよな公建法の認定申請です

きことだと、人権無視も甚だしい、断じて許せない。不知火患者会の方は、あたう限りの救済が付ける趣旨だと、正当な救済を求める被害者を受け取るのが行政の責務じゃないかと。あるいは、水俣病被害者互助会の方は、被害者への権利侵害だと、環境省の対応はだまし討ちとしか言いようがない、行政が被害に向き合わず紛争処理目的で動いてきたことがあらわになつたと。ほとんどの被害者団体が、被害者救済に逆行すると一齊に反発を上げておられます。

発言をさせていただきましたし、あたう限りの、この被害者の方々がおられる以上はこの公健法を閉じるべきではないということ申し上げた次第であります。

○國務大臣(石原伸晃君)　ただいま北川副大臣から答弁申し上げましたとおりでございます。私も同じ考え方でござります。

○市田忠義君　特措法は、救済対象が確定をしてチツソによる一時金等の支払のめどが付けば、チツソは消滅をして新会社だけが残ると。チツソの加害責任を免罪すると、特措法はそういう私本質持つていると思うんですけれども、チツソは、チツソの消滅のための株式譲渡申請を今進めようとしています。しかし、非該当となった被害者などが新たな提訴をやっている、また多数の被害者が公健法上の認定申請をしていると。こういう下で、私は、国は株式譲渡の承認申請を認めるべきではないと、チツソには最後まで加害者責任を果たしてもらう必要があると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(清水康弘君)　環境省といたしましては、チツソ株式会社における事業子会社、JN C株式会社の株式譲渡のタイミングについては何ら検討しておりません。株式譲渡につきましては、水俣病特措法上、救済の終了及び市場の好転まで、暫時凍結することとされており、当面これを検討する考えはございません。

○市田忠義君　最後に、時間が来ましたので一つだけ質問して終わりますが、特措法の該当者が多数出ている市、町、村ですね、市町村では、水俣病被害者に係る医療費の国民健康保険の市町負担分が急激に増えるおそれがあります。水俣市に行きましたら、国民健康保険の医療給付費のうち水俣病給付費総額は二〇一〇年が十億七千八百万、二〇一一年が十二億七千七百万、二二年が十二億三千八百万、そしてまだ未確定数字ですが、二〇一三年が十四億五千九百万円と、急激に増えているんですね。

国も県も加害者としての責任として救済や地域

復興再生への財政的保障を私果たすべきだと思うんですけれども、水俣市と津奈木町、芦北町でつくる水俣・芦北地域振興推進協議会は、国に対して、水俣病被害者に係る医療費の国民健康保険市町負担分について、地方自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること、こういう要望書を提出しております。国は、特措法の該当者が出て来る市や町で水俣病被害者が安心して医療を受けられるように、関係省庁とも連携して市や町に万全な政策的、財政的措置を講ずるべきではないか。

具体的に言うと、たしか十五分の三、水俣市負担していますよね、県が十五分の三のはずです、残りは国なんですね。熊本県が負担するのかと。最後にその一問、いかがですか。

○政府参考人(塚原太郎君)　お答えします。水俣病被害者の救済に当たりまして、対象地域の基礎自治体の負担に配慮をしていくことは非常に重要なことだと考えております。所要の財政措置が講じられていると認識しております。

具体的に申し上げますと、平成十九年度、平成二十三年度と二度にわたりまして、ただいま委員御指摘になりましたような割合の引き上げがなされてきておりますので、そういう事実を認識しております。

○市田忠義君　いずれにしましても、環境省としましても、引き続き関係省庁とも連携しながら水俣病対策を適切に進めてまいりたいと考えております。

○市田忠義君　もう終わりますが、十五分の三残つておるわけでしょう。それをゼロにするという方向で検討しているんですか、それだけお答えください。

○政府参考人(塚原太郎君)　国民健康保険に掛かっておられる方が全て水俣病の方とということではないと思いますので、その辺、どの程度が寄与

しているのかというようなことも考えていただいていると思いますので、その辺については関係省庁とよく連携をしていきたいというように考えております。

○市田忠義君　終わります。

○清水貴之君　日本維新の会の清水貴之です。よろしくお願ひいたします。

せっかくの機会ですので、幅広く幾つか御質問をさせていただきたいなというふうに思っているんですけども、まずは、この春から環境省が始まっていますけれども、この春から環境省が始めた、始まつた気候変動キャンペーン、ファン・トゥ・シェア、これについてお聞きしたいと思います。

北川副大臣も今青いバッジ付けていらっしゃいますし、環境省の職員の皆さんも付けていらっしゃる方が非常に多いですけれども、付けていらっしゃる方が非常に多いですけれども、付けていらっしゃる方は苦笑いされている方もいらっしゃいますけれども、このキャンペーンがこの四月から始まつたということで、国民の皆さんに環境問題に對して非常に意識を高く持つていただきたい、そういうふうに思っています。

ただ一方で、キャンペーンというのはなかなか成果とか効果というのも見えにくい。それなりの費用も掛かるわけですから、ややもすれば独自に運営になつてしまふ。自分たちだけこれだけやつたんだといつて満足して終わってしまう可能性もあるという思いから質問をさせていただきたいと思うんですけれども。

まずは、このキャンペーン、私の事務所にもこのような紙が環境省から届きましたので、概要というのはもう皆さん御存じの方も多いかと思います。ただ、国民の皆さんはまだまだ知らない方多いんじゃないかと思いますので、まずはこのキャンペーンの概要について教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君)　気候変動への関心といふものは、一九九〇年代、さらにはクリントン政権下のゴア副大統領の時分、様々な取組が行われ

まして、関心が高まつたんでございますが、残念ながらリーマン・ショック、そして東日本大震災を機に埋没してしまいまして関心が薄れてしまつたと。

また、そして様々なキャンペーンというものをやってきましたが、キャンペーンによつて全てが解決するわけではないという御指摘はそのとおりであります。今日も午前中の御議論でIPCCの第二作業部会の報告、これはかなりのボリュームのニュースになつたと思うんですけれども、気候変動による危機というものは更に断定的に、確定的になつてきたというような内容であったと思ひます。

そういうような状況を受けまして、ちょうどそのキックオフイベントの前日にIPCCの総会が始まりましたので、このファン・トゥ・シェアという気候変動キャンペーンを実は開始をさせていただきました。また、日本の基幹産業であります自動車、社会にというようなことをおつしやつておりました。また、日本の基幹産業であります自転車、古賀会長もお出ましいただきました。また、ライフルの見直しによって低炭素社会をつくつていこう、こんなお話をありましたし、これまででも大変御協力をいただいております百貨店協会では、クールビズ、ウォームビズで低炭素社会へと。そういう様な団体、企業で技術や知識を出し合つて、国民共有の問題として、楽しみながら、瘦せ我慢じやなくて楽しみながら実践していくといふことでござります。

○清水貴之君　そのキャンペーンなんですけれども、始まつたばかりですが、これからもつともつと認知度を高めていかなければいけないと思つうんですが、具体的にはどのような方法でどのようにして行つていくものなんでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 三月末にファン・トゥ・シェアのキックオフイベントということでお家内ペーパーを開始させていただきまして、早速ホームページも立ち上げさせていただきまして、その中に、今後更に充実していくわけありますけれども、様々な、先ほど大臣が答弁させていただきましたように、いろんな団体の方、これから、地域の方、いろんな形で低炭素社会をつくっています。そういうふうな取組を分かりやすくそのホームページで紹介させていただくとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを使いまして、それぞの方がそれに対応していろんな形で意見を発出していただくということで、これ一例でございますけれども、広く国民の方にも一度温暖化対策、気候変動へ取組を努めていただくというふうな意識を持っていただきまして、それぞれ身近なことで楽しみながらいろんなことをシェアしながら対策を進めると、こういうふうな運動を開してまいりたいと、このように考えております。

○清水貴之君 今回、そのバッジの新しいロゴマークを作られたということで、そのコンセプトとしまして、今回は数値目標型からアクション重視型のメッセージへ変えたということなんですね。

これまでもキャンペーンというのではありませんで、前回は二〇一〇年、鳩山政権のときですけれども、チャレンジ25キャンペーンというのを行つておりました。これは言うまでもないことかもしれませんが、温室効果ガスの排出量を二〇二〇年までに一九九〇年に比べて二五%削減すると、その二五からきてるわけですね。その前のキャンペーンはチーム・マイナス六%というキャンペーンだったかと思いますけれども、このように二五とか六%とかはっきりした数字が入つてしましました。

非常に、数字が入つているということはメッセージ性としては強くなると思うんですが、今は数値目標型からアクション重視型、数字はあって入れなかつたということなんですね。これは逆

に言えれば、何か入れると都合が悪いこともあるのかなとか、こんなふうに勘ぐってしまうんですけど、なぜ数値目標型からこのようにアクションが、これは数字としてしっかり出ますので、その重視型ということに変えてきたんでしょうか。○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘のとおり、これまでのキャンペーンにおきましては、マイナス六%、二五ということでやられていただきましたけれども、今回は、それを評価いたしましたところ、どうしても数値を前面に出しますと我慢を強いるというふうな印象を与えたということも否めないところでございまして、今回はこういうふうな経験を基に、また、これまでの取組の中で最も成功しておりますのはクールビズでございました。こういう形で、数値を押し付けるという感じではなくて、楽しくおしゃれにしかも温暖化対策に資するということで、大変大きなクールビズといふのは広がりを持ちましたので、こういう経験を踏まえまして、今回はファン・トゥ・シェアということでいろんな団体、地域での取組を宣言していただきまして、楽しみながら一体感のある対策を進めていきたいと、こういうコンセプトで、数値型ではなくてファン・トゥ・シェアといううのになさせていただいたというものですござります。

○清水貴之君 おっしゃるとおり、確かに数字がありますとそれが先行してしまって、何とかそれのためにといふことで苦しいという、ダイエットとかでもそうかもしれませんけれども、そういうことになるかもしれませんので、楽しみながらとことなるかかもしれませんので、楽しみながらとどう、過去は数値目標をある程度掲げてのキャンペーンだったわけで、じゃ、過去のキャンペーンでは一体どんな成果があつたのか、効果があつたのか。費用も使つていてるわけですから費用対効果というのも考えなければいけないと思います。キャンペーンの効果を考えるというのは非常に難しいことだと、これは理解するんですが、先ほどおっしゃつたとおり、ホームページを作る、SNSを使う、若しくはテレビCM、新聞広告を使

う、こういった今ツールを使いますと、どれぐらいい聴者とか有権者とかにリーチしたかというの予算でございまして、私どもとしましては継続的にやつていく必要がありますので、また次年度以降も検討させていただきたいと思つてござります。

○清水貴之君 十億円という、本当に小さな額はありませんので、しっかりと効果が生まれるようには、クールビズに負けないぐらいのキャンペーンになるよう頑張つていただければなと思いまして、チーム・マイナス六%のときにおきましたので、御賛同いただくというふうなシステムにしておりましたので、個人で三百十五万人の方、企業、団体で約三万三千の団体の方が賛同していました。御賛同いただきました。また、チャレンジ25におきましては個人で百十五万、企業、団体で二万七千の賛同があったものでございます。

なお、先ほど御説明させていただきましたクールビズにつきましては、これは、認知度というの

調査をいたしておりまして、今年の一月の時点

が認知していただいているということで、大変広く浸透した、最も成功している例だと考えてござります。

○清水貴之君 九一%はもう大変な数字だと思いますので、それをを目指して是非今度も頑張つていただきたいと思うんですけれども、費用はどれぐらいいこれは掛かるんでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 溫暖化対策で様々な広報活動をやらせていただいておりますので、これだけ切り出してといふのがなかなか難しいわけ

でござりますけれども、例えば、平成二十六年度予算におきまして、ファン・トゥ・シェアに関連する予算といたしましては約十億円ほど計上させています。年間を通じて様々な形でイベント、広報媒体を使った普及啓発等々を行つておきたいと、このように考えております。

○清水貴之君 これは年間予算、来年以降も継続していきますけれども、年間を通じて様々な形でイベント、広報媒体を使った普及啓発等々を行つておきたいと、このように考えております。

○政府参考人(関莊一郎君) 十億円と御説明させただけましたのは、平成二十六年度の単年度の予算でございまして、私どもとしましては継続的

にやつしていく必要がありますので、また次年度以降も検討させていただきたいと思つてござります。

○副大臣(北川知克君) ただいま清水委員の方から御指摘をいただきました地球温暖化対策税、午前中の竹谷委員の質問でもありましたように、広く薄く御負担をいただいて、これから地球温暖化の考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

化に対しての事業、そういうものに回していくこうということで、環境省いたしましても朝の質問にも答えさせていただきました。具体的に、浮体洋上風力等の再生エネルギー、こういうものに予算を振り向けるながら、少しでも二酸化炭素の排出を減らしていくこうという思いもあります。

その中でのこの対策税、午前中も申し上げましたけれども、平成二十四年十月から段階的に導入をし、また、収取は、今申し上げました再生可能エネルギーの導入及び省エネ対策というエネルギーの起源CO₂の排出抑制対策に充てられているところであり、事業のCO₂削減効果につきましては、平成二十四年七月に、これを定量的に明らかにする統一的な算定方法を示した地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックを作成をいたし、事業者に対して効果算定を求めるとともに、環境省による検証が可能となるようにしたところです。

さらに、現在、算定方法の客観性や正確性をより向上させるため、ガイドブックの改訂に向けた

検討を行っているところであり、このような取組を通じまして、的確かつ検証可能な事業効果の把握に努めるとともに、今後より一層適切な事業実施を続けていきたいと思っておりますので、御理

解をいただきたいと思います。

○清水貴之君 全体としていろいろと検証されて

いるのは分かつたんですが、あと、個々に是非こ

れも見ていただきたいと思ってているんですけども、このお金ですが、エネルギー特別会計に入りまして、二〇一四年度予算では二百二十億円、こ

れがグリーンニューディール基金というところに入つて使われていくわけですね。

私も昨日調べました。ホームページで、インター

ネットでグリーンニューディール基金と入れます

と、ずらつと様々な各自治体の名前が出てくるん

ですね。これ、各自治体に分配をされて使われて

いくお金ですので、どこどこの市ではグリーン

ニューディール基金こんなことに使いましたとい

うのがもうずらつと出てくるんです。

その中でのこの対策税、午前中も申し上げましたけれども、平成二十四年十月から段階的に導入をし、また、収取は、今申し上げました再生可能エネルギーの導入及び省エネ対策というエネルギーの起源CO₂の排出抑制対策に充てられているところであり、事業のCO₂削減効果につきましては、平成二十四年七月に、これを定量的に明らかにする統一的な算定方法を示した地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックを作成をいたし、事業者に対して効果算定を求めるとともに、環境省による検証が可能となるようにしたところです。

さらには、現在、算定方法の客観性や正確性をより向上させるため、ガイドブックの改訂に向けた

検討を行っているところであり、このような取組を通じまして、的確かつ検証可能な事業効果の把握に努めるとともに、今後より一層適切な事業実

施を続けていきたいと思っておりますので、御理

解をいただきたいと思います。

○清水貴之君 全体としていろいろと検証されて

いるのは分かつたんですが、あと、個々に是非こ

れも見ていただきたいと思っているんですけども、このお金ですが、エネルギー特別会計に入りまして、二〇一四年度予算では二百二十億円、こ

れがグリーンニューディール基金というところに入つて使われていくわけですね。

私も昨日調べました。ホームページで、インター

ネットでグリーンニューディール基金と入れます

と、ずらつと様々な各自治体の名前が出てくるん

ですね。これ、各自治体に分配をされて使われて

いくお金ですので、どこどこの市ではグリーン

ニューディール基金こんなことに使いましたとい

うのがもうずらつと出てくるんです。

○清水貴之君 チェックはされているということですが、ただ、地域振興ですか産業政策、環境

という名の下に、本当に効果が出ているのかなど

いうところに回っているお金もあるというような

話も出でていますので。

なぜこんなことを言わせていただくかといいま

すと、今環境といいますと、大変、もちろん環境

問題に関わるというのは非常にいいことなんですか

けれども、何か私は、復興予算のあの流用問題と

これがやつぱり、全体としてはちゃんと分配さ

れているのかもせんが、一個一個きちっと使われているか、ここまで大きな額であります

し、環境税という国民の皆さんに負担を強いてい

るものですから、見ていただきたいと思うんです

が、その各自治体、自治体、ここまで検証作業

というものは行われているんでしようか。

○政府参考人(清水康弘君) グリーンニューディール基金事業でございますが、これは、平成

二十三年度からは、地震とか台風などによる大規

模な震災に備えまして、都道府県等が地域の実情

を踏まえて、避難所や防災拠点などに太陽光発電

等の再生可能エネルギー施設と蓄電池を導入する

場合、これに補助することによりまして、災害に

強く環境負荷の少ない地域づくりを支援する、そ

ういう形にしております。

○政府参考人(清水康弘君) このチェック体制でございますが、この基金は

それぞれ都道府県などに置かれるものであります

ので、そこできちんとチェックしていただく必要

があります。環境省いたしましては、それぞれ

の都道府県などに外部有識者を含む委員会を設置

していただくよう指導しておりますと、その当該

委員会において事業効果の達成度などをチェック

するという、そういうチェック体制を取つております

。これは、いわゆる温暖化対策税ではなく、一

般会計の方からの補助という形で、地域グリーン

ニュードィール基金という形で行つております

が、当時の制度の趣旨は、地域の活性化と低炭素・

エコ化を同時に推進するという、そういうもので

ありますので、省エネ住宅でありますとか、環

境負荷の少ない交通・エネルギーインフラの整備

といった形で、地域振興や産業振興にもつながる

CO₂削減対策ということを行いました。また、環

境負荷の少ない交通・エネルギーインフラの整備

といつた形で、地域振興や産業振興にもつながる

CO₂削減対策ということを行いました。また、環

境負荷の少ない交通・エネルギーインフラの整備

環境審議会がその注意書きとか効能などを三十二年ぶりに改正すると。

そこの項目から妊娠というのを削除するということなんですが、これは、決して入ってはいけない人に入つていいよと言つていたわけではなくて、入つてもいい人に入らない方がいいよと言つていたわけですから、特に何かこれによつて害が生じたとかそういうものでもないと思うんですが、ただ、あれだけ気持ちいい温泉に入りたくて、妊娠していらっしゃつて、疲れいらっしゃつて、私は妊娠中だから駄目だなんてそんな残念な思いをした方もたくさんいるんじゃないかなと思いますので、何でこんなことが起きつていて、今になつて変わつてくるのかという、もう不思議でしようがないんですねけれども、まず削除する理由というのを聞かせていただけますでしょうか。

○政府参考人(星野一昭君) 禁忌症及び入浴等の注意につきましては、温泉法第十八条第一項に基づき、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が掲示しなければならない事項となつております。

現在の禁忌症等の掲示内容の根拠となつております温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準及び温泉の適応症決定基準は昭和五十七年に当時の環境庁が定めたものでございまして、策定から相当な期間が経過していることから、今回見直しを行つたものでございます。

具体的には、最新の医学的知見等に基づく調査検討の結果、温泉浴が妊娠に悪影響を与えるといふ根拠はないことが判明いたしまして、四月三日の中央環境審議会温泉小委員会で御審議をいたさき、温泉の一般的な禁忌症から妊娠中、特に初期と末期、これを削除することとされたものでございます。

○清水貴之君 昔作つたからという話でしたが、なぜ入つていたかという、それは分かるんですか、理由は。今まで妊娠が入つていたか、その理由は、いつましても、昭和二十九年に初めて厚生省よ

り通知が发出されまして、その後、昭和四十二年に、妊娠中、特に初期と末期の記述が追加されたところでございます。

その具体的な理由、根拠は不明でございますが、妊娠の初期と末期については早産や流産の可能性があること、足下が見えにくいために注意を払うべきこと、妊娠中はのぼせやすい等の理由からこのような記載がなされたと思われます。

○清水貴之君 足下見えにくつたら、足下注意と書けばいいわですか。まあまあ、昔のことたりしたらこいつに効きそうなんですか。大丈夫でしょか。

一方、今回、新たに温泉の効能が期待できる症状として、ストレスによる諸症状、睡眠障害、うつ状態、自律神経不安定症などが今度逆に追加されたということなんですね。確かに温泉入つてゆつたりしたらこいつに効きそうなんですか。大丈夫でしょか。

○政府参考人(星野一昭君) ストレスによる諸症状、自律神経不安定症等につきましては、最新の医学的知見等に基づく調査検討の結果、温泉療法を行うことで心理的、身体的ストレスによる症状の緩和、温泉利用者の生活リズムの正常化、こういった観点から、四月三日の中央審議会温泉小委員会で御議論をいたしまして、浴用の適応症として新たに追加することとされたものでございます。

検討の結果、温泉浴が妊娠に悪影響を与えるといふ根拠はないことが判明いたしまして、四月三日の中央環境審議会温泉小委員会で御審議をいたさき、温泉の一般的な禁忌症から妊娠中、特に初期と末期、これを削除することとされたものでございます。

○清水貴之君 この温泉の効用とか禁忌症なり適応症を見ていきますと、温泉に行つたら看板があつて、本当にいろいろ書いてあって、胆石症から肥満症から痛風から糖尿病からやけどから切れます。

○清水貴之君 昔作つたからという話でしたが、なぜ入つていたかという、それは分かるんですか、理由は。今まで妊娠が入つていたか、その理由は、いつましても、昭和二十九年に初めて厚生省よ

るんですから、体良くなりそうだなという気はありませんけれども、本当に大丈夫かなと。こういふ一回ありますと、妊娠の件がありましたので思つてしまつますので、しつかりと見ていくつていただきたいなというふうに思つています。お願いします。

○政府参考人(星野一昭君) 今回の見直しに当たりましては、日本国内のみならず海外の文献等も含めて最新の医学的知見等に基づく調査検討の結果、これを踏まえまして、四月三日の中央環境審議会温泉小委員会で御審議され、承認されたものでございます。したがいまして、適切なものであると考えております。

○清水貴之君 続いて、済みません、規制庁の方と人事院来ていただきまして規制庁の人事についてお聞きしようと思つたらちょっと時間がございません、また改めて聞かせていただければと思います。申し訳ないです。

最後に、P.M.一・五、これもやはり大きな問題ですでの、お聞きしたいと思います。

先月、日中韓の実務者レベル協議、政策対話が北京で行われたということです。日中韓、大変政治的に厳しい状況がある中で、こういうやつぱり環境問題というのは国境を越えて全世界的に考えていかなければいけない問題ですので、こういつた協議が行われる、進んでいくのは大変喜ばしいことだと思いますが、実際どういつた話合いになつて、中身は進んできただんでしょうか。

○政府参考人(小林正明君) お尋ねのように、三月の二十日、二十一日にわたりまして、北京で初めての大気汚染に関する三か国の政策対話を行つました。これには、国の役人ももちろんございましたが、日本からは東京都、北九州市、それか

ら中国からは河北省、北京市、それから韓国からもソウル市というような地方自治体の方もおいでになりました。また、専門家も入りまして、幅広い情報交換、意見交換が行われたところでございます。

○政府参考人(小林正明君) ちょうどこの間で、その中で、三か国で今後の協力について意見交

換が行われまして、その結果、まずVOC、これは揮発性の有機物の総称でございます、この対策、それから自動車やオフロード自動車などについて、そういう移動発生源の対策、また汚染対策の環境改善の効果を定量的にどう把握していくか、この辺を特に焦点を当ててやつていいこうといふことで議論がなされました、これについて引き続き情報共有、意見交換を行つということになります。

また、政策対話について、特定の具体的テーマを毎回設定して継続的に開催をしていくこと、合意をいたしまして、次回は韓国で開催とすることも決ましたところでございます。

○清水貴之君 次回は来年ということでおろしいんでしょうか。

○政府参考人(小林正明君) 具体的な時期は今後相談していくことになりますが、いろんな取組を経て来年にはやるというようなことになる可能性が高いかと思っておりますが、具体的にはこれからまた議論していくことになろうかと思います。

○清水貴之君 来年というとまだ一年ありますので、もっと僕は密に詰めてやつた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

○政府参考人(小林正明君) 今申し上げましたように、テークシヨップ的なものを是非やりましょうと、そういう提案もしております。

それから、自治体、専門家も参画をいたしましたので、日本からもワーキングも設定されましたので、それぞれのパートがまた連携をして、そ

ので、それぞれのパートがまた連携をして、そういうものを持ち寄つて集約をしていくと、こういうようなことを想定しているところでございます。

○清水貴之君 今、中国だけじゃなくてインドですかモンゴルでもこのP.M.一・五の被害大変深刻になつているということなんですが、最後に、ほかのそういう国との連携、協力体制はどうなつてあるんでしょうか。

○政府参考人(小林正明君) ちょっと済みませ

平成二十六年四月二十二日印刷

平成二十六年四月二十三日發行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

P